

京都府生協連ニュース

2006年11月10日・No.63(通算129号)

京都府生活協同組合連合会

京都市中京区烏丸夷川東南角せいきょう会館2階

TEL. 075-251-1551

FAX. 075-251-1555

高金利の引き下げをもとめ、金融庁に要請書を提出しました

貸金業規制法等の改正をめぐって、私たち多くの国民は「高金利引き下げ・グレーゾーン金利のすみやかな撤廃」などをもとめてきました。しかし、9月、金融庁は、国民の声に反して、特例高金利などを盛り込んだ具体案を明らかにしました。京都府生協連は、こうした金融庁の動きにたいして、以下の要請をおこないました(9月12日)。

その後、国民的な運動の盛り上がりにより、政府与党の案は撤回され、10月31日、出資法の上限金利の引き下げやグレーゾーン金利廃止等(3年後めどに実施)をふくむ法改正案が国会に提出されました。

ひきつづき、グレーゾーン金利のすみやかな廃止や特例高金利がむしかえされないような取り組みが大切です。

金融庁 総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

2006年9月12日

京都府生活協同組合連合会

会長理事 小林 智子

特例なき出資法の上限金利引き下げを求めます

貸金業規正法及び出資法の上限金利の見直しを検討してきた金融庁は、9月5日、自民党金融調査会の小委員会に具体案を提示しました。貸金業への規制強化を掲げる一方で、金利に関しては、施行・経過措置期間の4年間はグレーゾーン金利が温存され、さらにその後5年間は少額短期特例・事業者向け特例として年28%の高金利を認める内容となっています。また、利息制限法の金額区分も大幅に引き上げるなど、およそ消費者保護には程遠い貸金業者擁護の規定が盛り込まれました。

金融庁・有識者懇談会の意見は、低所得者の少額短期の資金需要に対してはセーフティネットの拡充で対応すべき課題であり特例措置は必要性に乏しく、かつ、法律が骨抜きになる危険性が危惧されるというのが大勢でした。今回の案は、懇談会の意見を全く無視するものであり、担当の後藤田政務官が抗議の辞任を行ったことをみても、きわめて異常な事態と言わざるを得ません。

貸金業の高金利引き下げ・グレーゾーン金利の撤廃は国民運動となっており、すでに地方議会意見書は39都道府県議会、883市町村議会で採択され、個人署名も314万2,294筆が集約されています。特例金利の新設や長期間にわたるグレーゾーン金利の温存は、これら地方議会や国民の声を裏切るものであり、断じて容認できません。

国会が一連の最高裁判決や地方議会意見書・署名に託された国民の声を重く受け止め、その趣旨に添って以下の法改正を行うよう強く求めます。

1. 一切の特例措置を設けることなく、速やかに出資法の上限金利を利息制限法の制限金利(15~20%)まで引き下げること。
2. みなし弁済規定(グレーゾーン金利)は直ちに撤廃すること。
3. 金額刻みを含め、あらゆる形での利息制限法金利の引き上げは行わないこと。

以上

京菓子 笹屋伊織 これまでの歩み、これから



笹屋伊織
十代目当主夫人
田丸 みゆき さん

2006年10月10日(火)、笹屋伊織十代目当主夫人の田丸みゆきさんを講師にむかえ、京菓子や老舗の歴史、商い(経営)の考え方や心得などについてお話しいただきました。(文責:編集部)

◇大阪から嫁いで13年

わたしは大阪で生まれたので、京都の老舗については何も知りませんでした。嫁いだ年のお歳暮の時季に出入りの方が発泡スチロールの箱をかかえてこられ、「小さなカニが1匹だけ入っています」とおっしゃられました。こんなに大きな箱にカニが1匹だけ?と思いながら、お姑さんのところに持っていきますと、笑いながら「開けてみなさい」といわれました。中を見てみると大きなカニがたくさん入っていました。お姑さんに「まさか、1回で受け取ったわけではないでしょうね」と聞かれ、「せめて3回は断わらないと」といわれました。「1回で受け取ってしまうと交流が深まらない、いろいろと話して交流が深まっていく」と教えられました。いまでは上手に3回断われるようになりました。(笑)

みなさま方はお菓子づくりを見られたことがないと思いますが、機会があればぜひ見てほしいと思います。鉄板1枚、ヘラ1本で作り上げる、まさに芸術です。わたしは他の人にも見てほしいと思い、それまでは断っていた取材をうけ、職人さんの工程を見てもらうようにしました。ある日、「今日は掃除をしていないので取材はかんにんしておくれやす」と職人さんにいわれ、いつも掃除しておられるのにおかしいなと思いながらも、あまりに固辞されるのです。4年経ってから、取材されることが職人さんに嫌がられていたのだと気がつきました。

「格式ある老舗に嫁いでたいへんですね」といわれますが、何も知らずに嫁いだからこそ、いままで来たのだと思えますし、職人さんやわたしのまわりの方のほうがたいへんだっただろうと思います。

本店でお店番をしていると、修学旅行の生徒さんがよく来

られます。わたしは独身時代に教鞭をとっていましたので、つい話しかけてしまいます。そして商品の説明などをしていると、古いご近所のお客さんから「京都以外のところから嫁いで来られた方が、わたしたちより京都のことをよく勉強しておられ、こうして説明されているのは、すごくうれしい」といわれました。やっと京都人として認めてもらえた、私の居場所が見つかったと思い、うれしく感じました。このことにより、みなさまの前でこのようなお話しをさせていただくようになりました。

◇京菓子の4大要素

日本全国でお菓子の前に地名が付いているのは京都だけです。和菓子といえば京都だというイメージがついています。これはとても素晴らしいことだと思います。

京菓子は1,000年の歴史背景があって確立されました。大きく4つの要素があります。

ひとつは、京都はお寺や神社が多い所です。神社仏閣の行事用としてお菓子が用いられるからお菓子屋さんがたくさんあります。そして自然と競争が起こり、お菓子づくりの技術が上がっていったのです。

2つめですが、京都には御所があります。皇室を中心とした公家社会の行事用として、高価で雅(みやび)で美しいお菓子を職人たちがこぞって作り、腕を競い合ったのです。

3つめとして、京都は茶道の発祥の地であり、茶事に使われるお菓子が発展していきました。京菓子は五感の芸術といわれます。視覚・嗅覚・触覚・味覚そして聴覚。「お菓子を聴く」とは美しい菓子名を聴いてお菓子を楽しむということです。たとえば、あじさいのお菓子には「よひらの花」と名前がついています。音がきれい、はんなりして京都らしいですね。

そして最後に、最高級の原材料にめぐまれたからです。丹波栗や丹波の大納言小豆、徳島県の和三盆、奈良の吉野葛、お米は近江米など、良質の食材が近場から豊富にとどけられました。

◇笹屋伊織の代表菓子の「どら焼」

砂糖は奈良時代に日本にはじめて入ってきました。日本ではサトウキビの栽培はおこなわれていなかったため、江戸中期までほとんどが海外からの輸入に頼っていました。白い3つのもの一砂糖・生糸・綿がたいへん価値のある時代でした。こうした商品の輸入の対価として、国内にある金や銀が海外

に流出してしまいました。このため江戸幕府は、砂糖などの輸入を制限する措置をとりました。八代将軍吉宗がすすめた「享保の改革」が有名ですが、国内産業の振興とあわせて節約につとめ、嗜好品をきびしく取り締まる政策をとったので、砂糖は以前にもまして、いわゆる特権階級しか手に入れることのできない、貴重で高価なものとなりました。1775（安永4）年に、京都では248軒が「上菓子仲間」といわれ、幕府から砂糖の使用を許されました。うち28軒が御所御用達となり、現在でもこの28軒のうちの21軒が「菓匠会（かしょうかい）」として残っています。笹屋伊織もこのなかに入っております。



▲「毎月くん」

21軒にはそれぞれのお店を代表するお菓子があります。笹屋伊織を代表するのが「どら焼」です。昔の方は文字の読めない方もおられたので、絵看板を出して「どら焼の日」をお知らせしていました。この絵看板は2文字になっています。読めますでしょうか？じつは「毎月」となっているので、「毎月くん」と呼んでいます。江戸時代の町人の姿をあらわしています。

江戸時代末期、5代目当主笹屋伊兵衛が京都の弘法大師ゆかりの寺、東寺のお坊さんより、副食となる菓子を作ってほしいとの依頼を受け、お寺でもお作りできるようにと鉄板の代わりに銅鑼（どら）を使うことを考えついたのが笹屋伊織の「どら焼」の始まりです。

弘法さんの命日の21日と前後の3日間だけの販売です。

四季折々の京菓子があります。一例をいいますと、5月の端午の節句には、ちまきと柏餅を食べます。柏の葉は新芽が出てから古い葉が散ることから子孫繁栄をあらわします。また

6月30日には水無月（みなづき）を食べます。昔は、氷はたいへん貴重で、一般の口には入らないものでした。そこで作られたのが、氷のかたまりにまねて三角にした水無月です、上に乗っている小豆には厄除け（やくよけ）の意味があります。



▲水無月（みなづき）

◇老舗の役割とは

老舗のなかで守っていくべきものと変えていくべきものがあると思います。いまでもこそバラ売りのお菓子はあたり前になりましたが、20年前に主人が東京の修業から帰ってきてバラ売りをはじめたときは、先代の猛反対にあいました。変えていくのはたいへんなことなのです。

じつは以前に本店でお店番をしているとき、70歳代の老

夫婦が来店され、「ダルマの最中はありますか？」と聞かれました。お出しするととても感激され、「あーこれだ！ やっと見つけた！ これをいま、ここで食べてもよろしいか？」といわれ、お話を聞いてみると、このおじいさんは第二次世界大戦前の9歳のころ、この本店の近所に住んでおられたとのことでした。本店の前を歩いて学校に通ったらしいのです。人気商品だったダルマ最中が毎日店頭で並ぶのを見ながら、ダルマ最中が食べたくて仕方がなかったのだそうです。当時で中学校まで出させてもらったのだから、そんなに貧乏ではなかったのですが、「上菓子屋の笹屋伊織のお菓子がほしい」とはとても親にいえなかったのだそうです。ある日ダルマが話し掛けてきました。「くやしかったらワシを食べてみ」。おじいさんは「いまに見ておれ。立派になってお腹いっぱい食べてやる」と答えたそうです。

戦争がはじまり、そして敗戦。おじいさんは親戚を頼って各地を転々とし、転校するさきざきで言葉の違いでいじめられたそうです。泣きそうになるとダルマが出てきて、「そんなしょうもないことで泣くのか？ そんなことで泣いてるようなら、ワシのことは食べられないぞ」といったそうです。

おじいさんの人生で何か困ったことがあると、必ずダルマが出てきて励ましたそうです。

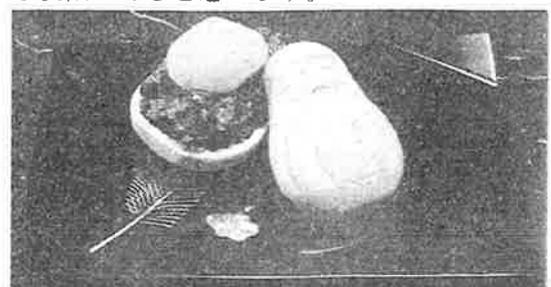
いまでは孫もでき、いままでの人生をふりかえって、「あのダルマ最中を食べよう！」と思い立ったおじいさんは、60年以上も前の記憶を頼りに探しまわり、やっと当店にたどり着いたそうです。ダルマ最中がおじいさんを待っていました。ちんまりとすわって待っていたのです。おじいさんは、一口食べて、「あー、うまいなあ」とぼろぼろと涙を流されたのです。わたしはそんな姿を拝見し、「これが老舗だ！」と目からウロコが落ちたような気がしたのです。

わたしたちはお菓子を守ることによってお客さまの思い出も守っているのです。伝統を守るとはそういうことなのではないかと思えます。

しかし、守るだけではダメなのだと思います。時代に合わせて、お客さまのニーズに合わせてすすんでいかなければいけないとも思えます。商品を扱っている以上、クレームがありますが、クレームは「苦情」ではなく、日本語訳は「要求」です。お客さまの要求に一つずついねいにおこたえしてこそ、企業として発展していくのではないかと思います。

ほんものの和の食材、よいものを使ったものを一人でも多くの人に召しあがっていただくこと、行事にそった日本の伝統を伝えていくことがわたしたちの役割だと思います。

京都で290年も商売をさせていただいているので、京都でしかできない、京都だからこそなくてはならない義務のような役割があると思います。（拍手）



▲ダルマ最中

おもな行事のお知らせ

<京都府生協連・会員生協関連>

京都環境フェスティバル2006

一楽しみながら環境について学び、

考えることができる、参加・体験型イベントー

主催：京都府／京と地球の共生府民会議／京都府地球温暖化防止活動推進センター／（財）自治総合センター

日時：12月9日(土)～10日(日) 10:00～16:00

会場：京都府総合見本市会館（パルスプラザ）1F
京都市伏見区竹田鳥羽殿町5

テーマ：「ストップ温暖化！みんなでつくる環の社会」

※京都府生協連は、京都生協と京大生協の共同出展となります。飲食コーナーでは、府庁生協がリユース食器で、ゴミゼロをめざします。

参加費：無料

詳しくは環境フェスティバル公式サイトへ

<http://www.kankyofes.pref.kyoto.jp/>

2007年新春交歓会

主催：京都府生協連

日時：2007年1月6日(土) 12:00～13:20

会場：コープイン京都 2F

2006年度各会員生協との相互連絡防災通信訓練

※防災意識を強めることをめざし、実施します。

日時：2007年1月17日(水) 7:00～10:00

問合せ：京都府生協連



<行政・他団体関連>

消費者団体訴訟制度シンポジウム

主催：内閣府

日時：11月28日(火) 13:00～16:10

会場：クレオ大阪西ホール（大阪・此花区）

<http://www.creo-osaka.or.jp/west/index.html>

《パネルディスカッション》

「消費者団体訴訟制度の導入にあたって」

参加：事前申込み必要

<http://www.jri.or.jp/shohisha-symposium/index.htm>

訪問販売・電話勧誘販売 110番！

一弁護士・司法書士・消費生活相談員など

専門家がお答えしますー

主催：NPO法人京都消費者契約ネットワーク

日時：11月18日(土) 10:00～16:00

電話番号：TEL. 075-213-0161

問合せ：TEL. 075-211-5920

退職金運用に関するDMや勧誘情報をお寄せください！

～NPO法人 消費者支援機構関西からのお知らせ～

狙われていませんか？あなたの退職金！

来年から、団塊の世代の退職が始まり、多額のお金が個人の手元に届きます。悪質な投資や運用の勧誘に出会わないとも限りません。大事な虎の子です！

人生後半期の資金をみすみす失わないようにうまく使いたいですね。

京都府生協連も参加して結成した「消費者支援機構関西」では、退職金運用に関するDM(ダイレクトメール)や勧誘情報を集めています。もし、不当な勧誘行為や不当な契約条項等があれば、是正を求めて事業者申し入れを行うことや消費者への注意喚起を行いたく考えています。みなさまから、情報の提供をお願いします。お手元に、気になるDM(ダイレクトメール)等がございましたらご提供ください。なお、その他にも気になるDM(ダイレクトメール)等がございましたら、あわせてご提供ください。送付先は以下の通りです。

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

大阪府消費生活センター内 消費者支援機構関西